解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年三月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十四日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号

大手町法律事務所

特定非営利活動法人平野遼記念美術館

清算人　清原　雅彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十四日

大阪府柏原市安堂町一一五番一

財団法人大阪府国民年金福祉協会

清算人　蓑輪　英幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十四日

福島県会津若松市真宮新町北二丁目一八番地

特定非営利活動法人さくら訪問看護婦会

清算人　安部　耕一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年九月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十四日

東京都港区虎ノ門一丁目二〇番一〇号

グランドステージ東向島マンション建替組合

代表清算人　荻津　健二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年九月二十四日付東京都告示第一千三百六号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十四日

東京都杉並区方南一丁目一二番四号

赤羽マンション建替組合

代表清算人　津守　勝男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年九月十七日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月十四日

京都府船井郡京丹波町猪鼻下村二番地の一

猪鼻生産森林組合

清算人　前田　久二

配当公告

愛知県瀬戸市平町三丁目一一六番地

破産者　合資会社維洸産業

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第八七五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四三、〇七五、〇一九円

一、配当することのできる金額

金一〇、一六四、八八三円

平成二十一年十月十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯＬＡ四階テミス綜合法律事務所

破産管財人　三島　宏太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市東区北十一条東四丁目三四番地四一、最後の住所札幌市東区北十一条東四丁目一番三七号　被相続人　亡　松﨑　光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

札幌市中央区大通西十二丁目北海道高等学校教職員センター北海道合同法律事務所

相続財産管理人弁護士　芝池　俊輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目一〇二番地の三四、最後の住所宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目三番二号　被相続人　亡　柳沢　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡五霞町原宿台三丁目八番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙畑　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

事務所茨城県下妻市大字本城町二―三九

矢田部商事ビル三階栗山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗山　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴一五三番地、最後の住所さいたま市見沼区大字小深作三六七番地一大宮東パーク・ホームズ三一二　被相続人　亡　矢吹　昌孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

さいたま市南区別所七―六―八ライブタワー武蔵浦和三六〇四塚田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田　壮一

平成二十一年十月十四日

札幌市中央区大通西十二丁目北海道高等学校教職員センター北海道合同法律事務所

相続財産管理人弁護士　芝池　俊輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目一〇二番地の三四、最後の住所宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東三丁目三番二号　被相続人　亡　柳沢　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡五霞町原宿台三丁目八番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙畑　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

事務所茨城県下妻市大字本城町二―三九

矢田部商事ビル三階栗山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗山　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴一五三番地、最後の住所さいたま市見沼区大字小深作三六七番地一大宮東パーク・ホームズ三一二　被相続人　亡　矢吹　昌孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

さいたま市南区別所七―六―八ライブタワー武蔵浦和三六〇四塚田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田　壮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千川二丁目二番地二、最後の住所東京都板橋区双葉町二六番一号みどり荘七　被相続人　亡　大島　國男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十四日

事務所東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザＡ館七〇二号室髙橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　康博

第２期決算公告

平成21年10月14日

名古屋市熱田区神宮二丁目２番２号

ＪＭＡ株式会社

代表取締役　影山　勝行

貸借対照表の要旨

（平成21年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,449
	合計	16,449
純資産の部 負債及び	流動負債	1,320
	株主資本	15,129
	資本金	10,800
	利益剰余金	4,329
	その他利益剰余金	4,329
	（うち当期純利益）	(3,347)
	合計	16,449

第９期決算公告

平成21年10月14日

福岡市中央区那の津四丁目３番22号

西鉄高速バス株式会社

代表取締役　田中　信浩

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	757
	固定資産	106
	合計	863
純資産の部 負債及び	流動負債	384
	固定負債	249
	株主資本	230
	資本金	50
	利益剰余金	180
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	169
	（うち当期純利益）	(26)
	合計	863